

マンション管理士吉田総合事務所通信

2013年(平成25年)3月25日
第00029号(隔月発行)

編集／発行者：吉田総合事務所
住所：柏市豊四季255-5-509
電話：04-7100-2025
URL: <http://www.mankan-buukan.com>

建物・敷地売却決議制度創設へ

部会は一二月二六日と一月八日の会合で主に「建物敷地（一括）売却決議」制度について議論。制度名称では組合による売却決議の団体的拘束性を認めつつ、「区分所有者による売買や登記を否定するものではなく、一括売却という名称では誤解を生む」などの意見もあり、「一括の名称を外す案が示された。

り壊し決議」と並ぶ新たな選択肢「建物敷地売却決議」（仮称）制度の骨子を決めた。次回一月二九日の会合で要綱案を示し、二月八日の法制審議会総会で承認後、通常国会で改正法案を提出する予定だ。

被災マンション法見直し売り渡し請求も用意

法制審

災復旧の影響で職人不足?増税控え需要急増?
すでに「大渋滞」状態か
昨秋は資材不足も
2013大規模
修繕市場は

法務省は一月八日、
法制審議会被災関連
借地・借家・建物区分所
有法制部会の第8回
会合を開き、被災マン
ション法見直しに闇
、、「反

決議要件は、区分所有者と決議権および敷地利用権の持分の価格割合について各5分の4以上。決議非賛成者に対して、売り前には説明会を開き、復旧や建て替えではなく売却を必要とする渡し請求等の手続きを設ける。

度を支持する意見が多かった」(参事官室)としている。団体に関する新機軸の提案はなく、中間試案同様、再建承認決

ず、そのまま売却で
きる選択肢が用意さ
れることになる。（マ
ンショングループ新聞
第895号より）

く上回った、という現場もあつたと聞く。」資材不足の原因は、「やはり震災復旧の関係じやないかなあ」と予測する。

理由等の説明を行ふようにする。決議の際は売却見込額、分配に関する項目等を定める。

一 一月五日から二月四日まで行つたパブリックコメントでは、総数団体一六件、個人九件のうち建物敷地の売却制

議と再建を含む一括建て替え決議制度の設置にとどまる見込みだ。

これで大規模修二部滅失建物を対象に、管理組合はいつたん取り壊して敷地売却または再建する選択肢と、買い手がいれば取り壊され

材不足については「震災復旧の影響がある」と考える人がいた。

「昨年秋の大規模修繕工事は何かと大変だったよ。今年もとかなり大変になるんじゃないの？」東京都内の設計事務所で代表を務めるIさんは今年の一都三県の大規模修繕工事市況について、こんなふうに通しあわせた。一体何が大変だといつたのか、Iさんは、毎年足りない。事事が集中し職人が不足することはよくあ

Iさんは昨秋、工事の現場で二つの受難に見舞われた。一つは職人不足。もう一つは足場資材の不足だ。毎年秋の大規模修繕工事はおおむね着工時期が九月と決っているため、工事が集中し職人が不足する。Iさんは、毎年着工時期を八月に繰り上げて良質な職人確保を狙っているが、それが昨年はあるまり効果がなかつたという。

足場資材の不足は深刻で、3面分しか資材が確保できなかつた現場もあつた。北側から施行を始め、北側の施行を終えた後、足場を解体

し、残る三面分の足堤を組む、といった工事を乗り切ったそうだ。
職人や資材が不足した原因について、「震災の復旧工事の影響が首都圏でも出ていているのは」と考え、こうした状況は今春も続く、とらむ。

（裏面へ続く）

TOPIC

震災復旧の影響で職人不足？増税控え需要急増？すでに「大渋滞」状態

いからではないか」とする声が多い。「今は改修の現場が多いから、職人も会社を選ぶ。賃金や支払いがしつかりしていないところはパス、ということもあるみたいだよ。」と中堅改修業者の役員。
改修大手社員のKさ

他の居住者に害しい不利益

症した」などとして五
月に手紙で男性に喫煙
をやめるよう求めた。

女性は喘息だつたと
いう。

一一年四月ごろには、ベランダで喫煙して、いた男性に直接伝えたが、男性は原告女性の生活音がうるさいなどと反論して、ベランダでの喫煙を続けた。このため女性は管理組合に相談。管理組合に相談。管理組合に相談。

規定なくとも 喫煙は止まらなかつたという。だが女性の隣室住民も、男性に対しベランダ喫煙に苦情を述べていた。この住民は、毎年一定期間だけマンションで暮らしており、この居住者がマンションで生活を始めた九月一九日以降は、喫煙はなくなつた。

「同様」には制限ぼす場合利益しないことは止むを得ない」として、専有部・専用使用部分での喫煙について、「マンションのほかの居住者に与える不利益の限度によつては制限すべき場合がありうる」と言及。他の居住者に著しい不利益を与えていたことを知りながら喫煙を続け、喫煙行為を防止する措置を

「ウチでは、この春の工事はもう手一杯。見積り参加のご依頼があつてもお断りしている状態です」とKさん。別の業者も「春の工事件件数は多い」と、すでに「大渋滞状態」だと話していた。

現行の消費税率で工事を実施するには、来年三月までに工事代金支払いを完了させなくてはならない。そう考えると、昨秋・今春の工事ラッシュは想像がつく。

ただ、「駆け込み」の効

提訴は2011年。女性は、このマンションに一年ごろ入居したが、階下の男性居住者がベランダで喫煙するため、「〇〇年四月ごろから、たばこの煙が室内に入ってきてストレスを感じたり、ストレスで帯状疱疹を発症した」とな

組合は回覧でベランダの喫煙の注意を呼びかけ、生活音への注意とともに同様の内容を掲示板にも張ったが、男性は喫煙を続いた。八月には、同居する女性の娘が電話で喫煙を止めるよう要請したが、それでも堀内裁判長はまず「自己所有建物内でも、いかなる行為も許されない」と反論していった。

ペランダで吸うたばこの煙で体調が悪化したとして、七十代の女性が真下の階の六十代男性に150万円の損害賠償を求めた裁判の判決が十二月十三日、名古屋地裁であった。堀内裁判官は「ペランダでの喫煙を継続したことにより、原告に精神的損害が生じた」と認定し、六十代男性に五万円の支払いを命じた。判決は確定している。

**地名古屋
裁5万円の賠償命じる**

ラジタ
喫煙は
不法行為

取らない場合には「喫煙が不法行為を構成する」とがあり得ると判断した。

煙を完全に防止すること
はできず「マンションに
居住している」という特殊
性から、原告も、近隣
のたばこの煙が流入する
ことについて、ある程度
は受忍すべき義務がある
とした。女性の症状につ
いては「ベランダでの喫
煙により生じたものとま
では認められない」と判
断した。(マンション管理
新聞 第895号より)

編集後記

快適に暮らせるマンションとはどういうものかを考えてみると、豪華な施設・設備がありセキュリティがしっかりしたホテル並みのものと言えそうですが、果たしてそうなのかを考えてみることも大切ですね。確かにハード、ソフト面とも行き届いていれば便利であることは間違ひ有りませんが、これが大災害時にはかえって不便になることも考える必要があると思います。また、建物・設備の補修・改修費用、ランニングコストはシンプルなものより格段に費用が掛かります。築年数が増える毎に増加し、コスト高マンションにもなります。(吉田)